

著作隣接権

罰則

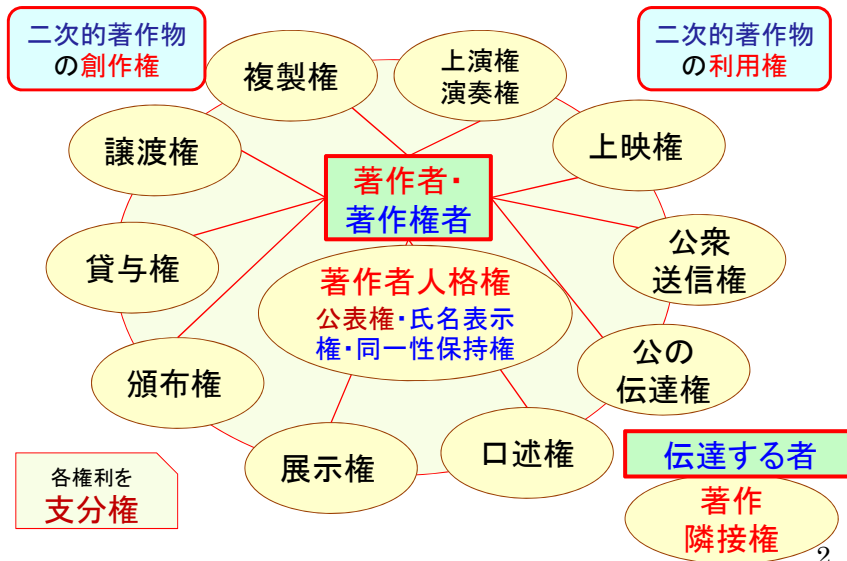
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 **著作物** 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 **著作者** 著作物を創作する者をいう。



この写真にも著作権があり、無断で利用できない

著作権



☆

著作隣接権者

著作物を人々に伝達した者に与えられる権利

実演家
(89条第1項)

・実演を行う者(俳優、舞踊家、歌手)、実演を指揮する者、実演を演出する者

レコード製作者
(89条第2項)

・音を最初に固定した者

放送事業者
(89条第3項)

・放送を業として行う者

有線放送事業者
(89条第4項)

・有線放送を業として行う者

3

28年度【知的財産法】杉山 務

☆

著作隣接権

実演とは、著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること

2条1項3号

実演家の権利

91条～95条の3

許諾権

補償請求権

録音された実演

生の実演

録音された実演

録音・録画権
放送権、有線放送権
送信可能化権

複製権
送信可能化権
譲渡権
貸与権
(レコード発売後1年間)

・放送・有線放送について使用料を請求できる権利
・貸レコードについて使用料を請求できる権利
(レコード発売後2年目～50年目)

CDレンタル報酬: シングル3日、アルバム3週間禁止
1枚85円(¥1,000以下の場合) 165円; ¥1001～¥1999

4

28年度【知的財産法】杉山 務

著作隣接権

「実演家人格権」

「氏名表示権」

「同一性保持権」

実演家には「公表権」が付与されていない

これは、実演が行われる際には、公表を前提として行われることが多いからである

5

28年度【知的財産法】杉山 務

氏名表示権

自分の実演について、「実演家名」を「表示するかしないか」、表示するとすればその「実名か変名」かなどを決定できる権利(90条の2)

ただし、実演の利用の目的及び態様に照らして、「実演家の利益を害するおそれがないとき」又は「公正な慣行に反しないとき」は、実演家名を省略することができる

例えば、BGMとして音楽を利用する場合に、氏名表示の省略することがこれに当たる

6

28年度【知的財産法】杉山 務

同一性保持権

自分の実演について、無断で「**名誉・声望を害するような改変**」をされない権利(90条の3)

「著作者」の「同一性保持権」の場合は、「意に反する改変」のすべてについて権利が及ぶが、「実演家」の「同一性保持権」は「**名誉声望を害するような改変**」のみに権利が及ぶ

侵害があった場合には、権利者である「実演家」が「**名誉声望を害された**」ということ立証しなければならない

また、実演の性質やその利用の目的・態様に照らして、「やむを得ない」と認められる場合や、「公正な慣行に反しない」場合は、除かれる
例えば、ある映画を放送する場合に、放送時間に適合するように再編集するようなことが、これに当たる

7

28年度【知的財産法】杉山 務

☆

著作隣接権

レコードとは、
蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの
音を専ら影像と共に再生することを目的とするものを除く

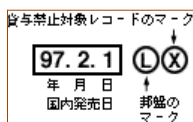
2条1項5号

レコード製作者の権利

第96条～第97条の3

許諾権

補償金請求権



複製権
送信可能化権
譲渡権
貸与権(レコード発売後1年間)

放送・有線放送について
使用料を請求できる権利
貸レコードについて使用料を請求できる権利
(レコード発売後2年目～50年目)

音楽CD逆輸入禁止: 海外で合法的にライセンス生産された日本の音楽CDが、逆輸入により日本で**格安に販売**されるのを防止するために、4年間の輸入禁止期間を設ける(113条5項)

8

28年度【知的財産法】杉山 務

☆

著作権隣接権

放送とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信

2条1項8号

放送事業者
の権利

98条~100条

許諾権

複製権
再放送権、有線放送権
テレビ放送の伝達権

有線放送とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信

2条1項9号の2

有線放送事業者
の権利

100条の2~100条の4

許諾権

複製権
放送権、再有線放送権
有線テレビ放送の伝達権

9

28年度【知的財産法】杉山 務

ときめきメモリアル

最三判130213

裁判例

メモリアードの使用はゲームソフトの同一性保持権を侵害

ゲームを行う主人公(プレイヤー)が架空の高等学校の生徒となって、設定された登場人物の中からあこがれの女生徒を選択し、卒業式の当日、この女生徒から愛の告白を受けることを目指して、3年間の勉強や出来事、行事等を通してあこがれの女生徒から愛の告白を受けるのにふさわしい能力を備えるための努力を積み重ねるという内容の**恋愛シミュレーションゲーム**

プレイヤーが到達したパラメータの数値いかんにより女生徒から愛の告白を受けることができるかが決定され、そのストーリーは、一定の条件下に一定の範囲内で展開される。

メモリアードの使用によって、ゲームソフトにおいて設定されたパラメータによって表現される主人公の人物像が改変されるとともに、その結果、本件ゲームソフトのストーリーが本来予定された範囲を超えて展開され、ストーリーの改変をもたらす

専らゲームソフトの改変のみを目的とするメモリアードを輸入、販売し、他人の使用を意図して流通に置くことは、他人の使用によるゲームソフトの**同一性保持権の侵害を惹起した**ものとして、**不法行為に基づく損害賠償責任を負う**



10

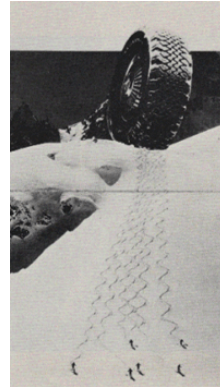
28年度【知的財産法】杉山 務

パロディ（モンタージュ）

モンタージュ写真の作成発行による著作者人格権の侵害

引用とは、自己の著作物中に他人の著作物の一部を採録することをいい、引用側と被引用著作物とを明瞭に区別して認識でき、**主従の関係**があることを要す

他人の写真を改変してモンタージュ写真を作成発行した場合に他人の写真における本質的な特徴自体を直接感得することができるときは、モンタージュ写真を一個の著作物とみることができるとしても、**著作者人格権を侵害する**



雪の斜面をスノータイヤの痕跡のようなシュプールを描いて滑降して来たスキーヤーを撮影して著作したカラーの山岳風景写真の一部を省き、シュプールをタイヤの痕跡に見立ててその起点にあたる雪の斜面上縁に巨大なスノータイヤの写真を合成した白黒のモンタージュ写真を発行することは、**著作者人格権を侵害する**

著作権の活用形態

活用の形態

自己実施

権利者自らが、著作物の製作販売等を行う

許諾 (ライセンス)

譲渡可能な権利を他人にライセンスを許諾して、その対価を得る。全部又は支分権ごとに可能

移転 (譲渡・担保)

財産権として、権利自体を移転(譲渡・担保化)することにより対価を得る

侵害に対する権利行使

民事上の救済措置

差止請求

損害賠償請求

信用回復措置請求

不当利得返還請求

刑事上の罰則

侵害の罪

登録制度について

WTOなどの国際ルールにより、著作権は著作物の創作等と同時に「自動的」に発生するものとされており、著作権を得るための登録制度といったものは禁止されている 5条

しかし、著作権に関する事実関係の公示や、著作権が移転した場合の取引の安全の確保等のために、著作権法では登録制度が定められている

13

28年度【知的財産法】杉山 務

登録の種類と効果

実名の登録(75条)

無名又は変名で公表された著作物の著作者がその実名を登録

第一発行年月日等の登録(76条)

著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者が、当該著作物が最初に発行され又は公表された年月日を登録

創作年月日の登録(76条の2)

プログラムの著作物の著作者が、当該プログラムの著作物が創作された年月日を登録

著作権・著作隣接権の移転等の登録(77条、104条)

－ 登録権利者及び登録義務者が著作権若しくは著作隣接権の譲渡等の登録、又は著作権若しくは著作隣接権を目的とする質権の設定等を登録

出版権の設定等の登録(88条)

登録権利者及び登録義務者が出版権の設定、移転等の登録又は出版権を目的とする質権の設定等を登録

14

28年度【知的財産法】杉山 務

著作権の侵害

「民事」の対抗措置

損害賠償請求

故意又は過失により権利を侵害した者に対して、侵害による損害の賠償請求ができる(民法709条)
侵害を被った者は損害の額を立証しなければならないが、その立証負担を軽減するために、侵害による損害額の「推定」ができる旨規定(114条)

差止請求

著作権の侵害を受けた者は、侵害をした者に対して、「侵害行為の停止」を求めることができる
侵害のおそれがある場合には、「予防措置」を求めることができる(112条、116条)

不当利得返還請求

他人の権利を侵害することにより、利益を受けた者に対して、侵害を被った者は、侵害者が侵害の事実を知らなかった場合には、その利益が残っている範囲での額を、知っていた場合には、利益に利息を付した額を、それぞれ請求することができる(民法703条、704条)

例えば、自分で創作した物語を無断で出版された場合、その出版物の売上分などの返還を請求できる

名誉回復等の措置の請求

著作者又は実演家は、侵害者に対して、著作者等としての「名誉・声望を回復するための措置」を請求することができる(115条、116条)

例えば、小説を無断で改ざんして出版されたような場合、新聞紙上などに謝罪文を掲載させるなどの措置がこれに当たる

15

28年度【知的財産法】杉山 務

著作権の侵害とみなされる行為

次の行為は、直接的には著作権の侵害には該当しないが、実質的には著作権の侵害と同等のものなので、法律によって「侵害とみなす」とこととされている

外国で作成された**海賊版**(権利者の了解を得ないで作成されたコピー)を国内において販売や配布する目的で「**輸入**」すること(第113条第1項第1号)

海賊版を海賊版と知っていながら、「販売・配布」したり、販売・配布する目的で、コピーされたものを「**所持**」すること(第113条第1項第2号)

海賊版のコンピュータ・プログラムを会社のパソコンなどで「**業務上使用**」すること(使用する権原を得たときに海賊版と知っていた場合に限る)(第113条第2項)

著作物等に付された「**権利管理情報**」(「電子透かし」などにより著作物等に付されている著作物等、権利者、著作物等の利用条件などの情報)を不正に、付加、削除、変更すること

権利管理情報が不正に付加等されているものを、そのことを知っていながら、販売したり送信したりすること(第113条第3項)

著作者の「**名誉・声望を害する方法**」で、著作物を利用すること(113条5項)

16

28年度【知的財産法】杉山 務

「刑事」の対抗措置

著作権の侵害は「**犯罪行為**」であり、権利者が「**告訴**」を行うことを前提として、「**10年以下の懲役**」又は「**1000万円以下の罰金**」という罰則規定が設けられている(119条1号)

注:・企業などの法人等による侵害(著作者人格権や実演家人格権の侵害を除く)の場合には、「**3億円以下の罰金**」とされている

・他人の著作物をコピーするような行為は、「他人の土地に入り込んでいます」という場合と同様に、客観的には「**了解を得ているかどうか**」が不明で、仮に了解を得ていないとしても、権利者が「**まあいいや**」と思っている場合は問題ないため、警察等による取締りには、権利者による「**告訴**」が必要(**親告罪**)とされている

17

28年度【知的財産法】杉山 務

その他の罰則

ア 営利を目的として、「公衆向けのダビング機」を設置し、音楽CDのコピーなど(著作権の侵害となること)に使用させること(第119条第2号)

→ **5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(親告罪)**

イ 小説などの原作者(著作者)が亡くなった後に、その小説の内容を勝手に変えてしまったり、原作者名を変えてしまうこと(第120条)

→ **500万円以下の罰金(非親告罪)**

ウ

(a) コピーガードキャンセラーなど「著作物のコピー防止機能を解除することを目的とした機器やプログラム」を頒布したり、製造、輸入、所持すること。また、このプログラムをインターネット上に掲載することも対象となる(第120条の2第1号) (**非親告罪**)

(b) 「コピー防止機能などを解除すること」を事業として行った者(第120条の2第2号) (**非親告罪**)

(c) 「著作権の侵害とみなされる行為」を行った者(第120条の2第3号) (**親告罪**)

→ **3年以下の懲役又は300万円以下の罰金**

エ 著作者名を偽って著作物を頒布すること(第121条)

→ **1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(非親告罪)**

18

28年度【知的財産法】杉山 務

無許可ダウンロードに罰則

著作権者の許可なしに

映像や音楽をダウンロードする行為に罰則

2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

告訴がないと起訴できない親告罪

以前は、著作権者の許可がないインターネット上への配信は処罰対象だが、ダウンロードについては刑事罰がなく、音楽業界などが罰則を設けるよう求めた

ダウンロード【download】 インターネットなどで、通信回線を介してまとまったデータ（ファイル）をホストコンピュータから受信すること。

※ ネットサーフィンや検索だけでも該当する可能性あり

19

28年度【知的財産法】杉山 務

ま と め

ご清聴 ありがとうございました

杉 山 務

20

28年度【知的財産法】杉山 務

著作隣接権：著作物を人々に伝達した者に与えられる権利(89条)，公表権はない。¹

- ・実演家：実演を行う者（俳優，舞踊家，歌手），実演を指揮する者，実演を演出する者
- ※ 実演とは，著作物を演劇的に演じ，舞い，演奏し，歌い，口演し，朗詠し，又はその他の方法により演ずること

実演家の権利：氏名表示権(90条の2)

実演家の利益を害せず，公正の慣行に反しなければ省略可能

- ★同一性保持権(90条の3)：意に反するではなく名誉声望を害する改変をされない権利
- ★録音権及び録画権(91条)；放送権及び有線放送権(92条)
- ★送信可能化権(92条の2)；譲渡権(95条の2)，
- ★貸与権(95条の3)：最初の販売から12月，その後は貸与報酬請求権

ワンチャンス主義：実演家の録音・録画の許諾を得て作成した映画の著作物をDVD等で複製する際には，実演家の許諾は必要ない(91条2項)²

レコード製作者：音を最初に固定した者

※ レコードとは，蓄音機用音盤，録音テープその他の物に音を固定したもの，音を専ら影像と共に再生することを目的とするものを除く

- ★許諾権；複製権(96条)，送信可能化権(96条の2)；譲渡権(97条の2)；貸与権(97条の3)：最初の販売から12月，その後は貸与報酬請求権<実演家と同じ>

※音楽CD逆輸入禁止(113条5項)：海外で合法的にライセンス生産された日本の音楽CDが，逆輸入により日本での格安販売を防止するために，4年の輸入禁止期間(政令66条)

放送事業者：放送を業として行う者

※ 放送とは，公衆送信のうち，公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信

- ★複製権，再放送権，有線放送権，テレビ放送の伝達権

有線放送事業者：有線放送を業として行う者

※ 有線放送とは，公衆送信のうち，公衆により同一内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信

複製権，放送権，再有線放送権，有線テレビ放送の伝達権

保護期間 ⇒15回

著作隣接権(101条)

- ・実演：実演の時から，その翌年から起算して50年
 - ・レコード：音を最初に固定した時から，その発行の翌年から起算して50年
 - ・放送，有線放送：放送を行った時から，その翌年から起算して50年
- 保護期間の特例：外国の保護期間が日本より短い国の場合は，日本での保護期間はその相当する期間

登録制度：著作権は著作物の創作と同時に発生するから，権利の発生には登録は不要

①著作権に関する事実関係の公示

②著作権が移転した場合の取引の安全の確保 等のため

- ・実名の登録(75条)
- ・第一発行年月日の登録(76条)
- ・創作年月日の登録(76条の2)
- ・著作権の移転
- ・質権の設定，移転，変更，消滅

¹ (著作隣接権) **第八十九条** 実演家は，第九十条の二第一項及び第九十条の三第一項に規定する権利（以下「実演家人格権」という。）並びに第九十一条第一項，第九十二条第一項，第九十二条の二第一項，第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項に規定する権利並びに第九十四条の二及び第九十五条の三第三項に規定する報酬並びに第九十五条第一項に規定する二次使用料を受ける権利を享有する。

² レコード製作者は，第九十六条，第九十六条の二，第九十七条の二第一項及び第九十七条の三第一項に規定する権利並びに第九十七条第一項に規定する二次使用料及び第九十七条の三第三項に規定する報酬を受ける権利を享有する。

³ 放送事業者は，第九十八条から第百条までに規定する権利を享有する。

⁴ 有線放送事業者は，第百条の二から第百条の五までに規定する権利を享有する。

⁵ 前各項の権利の享有には，いかなる方式の履行をも要しない。

⁶ 第一項から第四項までの権利（実演家人格権並びに第一項及び第二項の報酬及び二次使用料を受ける権利を除く。）は，著作隣接権という。

² (録音権及び録画権) **第九十一条** 実演家は，その実演を録音し，又は録画する権利を専有する。

² 前項の規定は，同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され，又は録画された実演については，これを録音物（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）に録音する場合を除き，適用しない。